

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

記

- 1 入札方式 一般競争入札
- 2 入札日時 令和8年4月24日（金） 11時00分
- 3 入札場所 福岡県築上郡築上町西八田 航空自衛隊築城基地会計隊入札室
- 4 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 令和7・8・9年度の資格結果通知書(全省庁統一資格)で「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、九州地域の競争参加資格を有する者とする。
 - (3) 契約担当官等から、又は防衛省としての指名停止措置を受けている期間中のものでないこと。
 - ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - イ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- 6 保証金 入札保証金 免除
契約保証金 免除
- 7 契約方法 単価契約
- 8 決定方式 単品決定
- 9 入札の無効 4の参加資格のない者のした入札、又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 10 契約書等作成の有無 有
- 11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約条項、産業廃棄物等処分業務委託契約条項及び適用契約条項の関係条項による。
- 12 契約条項を示す場所 航空自衛隊築城基地 会計隊契約班
- 13 入札に付する事項

品名(件名)	履行場所	履行期限	適要
産業廃棄物の処分委託	受注者指定場所	契約締結日 ~ 令和9年3月31日	入札書のとおり
- 14 その他
 - (1) 入札参加希望者は、入札日前日までに電話にて連絡するものとする。
また、資格審査結果通知書の写しを入札日時の前までに提出すること。
 - (2) 郵便による入札を希望するものは、記録に残る方法を用いて入札日前日までに下記連絡先まで郵送すること。
 - (3) 本書記載事項の詳細、その他不明な点については会計隊契約班に照会のこと。

福岡県築上郡築上町西八田
航空自衛隊築城基地会計隊契約班 担当：鈴木
電話 0930-56-1150（内線3468）
Mail：SUZUKIj4q@inet.aci.mod.go.jp

入 札 書

下記のとおり、「入札及び契約心得」並びに入札条件等承諾の上提出します。

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎 殿

令和8年4月24日

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

履行期間	契約締結日 ~ 令和9年3月31日	履行場所		受注者指定場所	
品 名 (件 名)	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額
産業廃棄物の処分委託					
	以下余白				
入札金額	¥ _____				

内 訳 書

品名(件名)	規 格	単位	予定 数量	単 価	金 額	備 考
1 産業廃棄物の処分委託	仕様書のとおり (木屑)	kg	7,900		/	
2 産業廃棄物の処分委託	仕様書のとおり (金属屑)	kg	9,600		/	
3 産業廃棄物の処分委託	仕様書のとおり (廃プラスチック屑)	kg	7,600		/	
4 産業廃棄物の処分委託	仕様書のとおり (化学繊維屑)	kg	8,100		/	
5 産業廃棄物の処分委託	仕様書のとおり (合成ゴム・革屑)	kg	1,800		/	
6 産業廃棄物の処分委託	仕様書のとおり (合成ゴム屑タイヤ)	kg	11,000		/	
7 産業廃棄物の処分委託	仕様書のとおり (車両用タイヤ屑)	kg	16,500		/	
8	以下余白					
9						
10						
11						

築城基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
		築基LPS-X00435-3	
品名又は件名	産業廃棄物の処分委託	承認年月日	平成29年 7月 7日
		作成年月日	平成29年 7月 7日
		改正年月日	令和 5年 7月 7日
		作成部隊名	補給隊
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲</p> <p>この仕様書は、築城基地が廃棄を予定している産業廃棄物の処分について規定する。</p> <p>1.2 用語及び定義</p> <p>この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか引用文書等による。</p> <p>1.2.1 産業廃棄物</p> <p>事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号。以下“廃掃法”という。）で定める廃棄物をいう。</p> <p>1.2.2 特別管理産業廃棄物</p> <p>産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）で定めるものをいう。</p> <p>1.2.3 産業廃棄物管理票（以下“管理票”という。）</p> <p>廃掃法で定める記載事項が記入することのできる7枚複写（A票（官側の控）、B1票（運搬業者の控）、B2票（官側の運搬終了確認用）、C1票（処分業者の控）、C2票（運搬業者の処分終了確認用）、D票（官側の処分終了確認用）及びE票（官側の最終処分終了確認用））の紙マニフェストをいう。</p> <p>1.2.4 処分業許可証（以下“許可証”という。）</p> <p>法令に定める産業廃棄物処分業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証をいう。</p>			

1.3 引用文書等（以下“法令”という。）

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、最新版とする。

- a) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- b) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）
- c) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

産業廃棄物の受入から処分完了まで法令に基づき適正に処理するものとする。また、委託産業廃棄物が原形をとどめたまま、民間等において利用、再使用及び転売等がされてはならない。

2.2 処分業者（以下“契約相手方”という。）

処分を行う処理施設の管轄都道府県知事若しくは、政令指定都市市長から当該産業廃棄物の処分を許可された業者とし、あらかじめ許可証の写しを官側に提出するものとする。

2.3 処分方法

法令を遵守し、生活環境の保全に努め、いかなる場合にあっても排出事業者（以下“官側”という。）、第三者及び環境等に損失を与えてはならない。

2.4 委託産業廃棄物

調達要領指定書のとおり。

2.5 受入

搬入業者より委託産業廃棄物の引渡しを受けたときは、管理票の記載事項並びに委託産業廃棄物の現状とを照合し、管理票にある処分の受託欄に必要事項を記入及び押印の上、B1及びB2票を搬入業者に返却するものとする。

2.6 保管

契約相手方は、委託産業廃棄物の保管を行う場合には、法令に基づく保管基準によるほか、履行期限内に確実に処分できる範囲であり、かつ、保管場所に係る保管上限内で行うものとする。

2.7 管理票

契約相手方は、委託産業廃棄物が搬入されたときには、回付された管理票を確認し、処分を終了したときは、速やかにD票を官側に送付する。また、最終処分の終了を確認したときは、速やかにE票を官側に送付する。

なお、管理票に虚偽又は記載漏れがある場合には、官側に修正を求めることができる。

2.8 再委託

契約相手方は、官側から委託された産業廃棄物の収集運搬業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、官側の書面による承諾を得て、法令の定める再委託基準に従う場合は、この限りではない。

3 品質保証

3.1 検査

契約相手方は、委託業務を完了したときには、履行期限までに管理票のD票及びE票を官側に提出するものとする。官側は管理票のE票をもって検査するものとする。

3.2 不具合

検査の結果、不具合等が認められた場合は、契約相手方の負担において処置するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

許可証の写し、管理票のD票及びE票

4.2 秘密保全・安全管理

契約相手方は、官側の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らし又は利用してはならない。

4.3 各種感染症対策

契約相手方は、監督官の指示に従い感染対策を行い、感染防止に万全を期す。

4.4 疑義

この仕様書に疑義が生じた場合は契約担当官等と協議するものとする。

委任状

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎 殿

次の者を代理人と定め、下記事項について委任します。

受任者
住所
氏名

印

記

産業廃棄物の処分委託

の入札の件

令和8年4月24日

委任者(会社名)

住所
氏名

印